

# 山形県森林審議会森林保全部会 議事録

- 1 日 時 令和6年12月2日（月） 午後1時00分から午後2時05分
- 2 場 所 山形県建設会館中会議室 NO. 2
- 3 委 員 芦谷竜矢、出井裕之、大泉みどり、黒田三佳、  
添谷実、内藤いづみ、松田賢 ※50音順、敬称略  
委員7人中7人出席
- 4 審 議

## 〔事務局（司会）〕

それではご案内の時間となりましたので、ただいまから令和6年度山形県森林審議会森林保全部会を開会いたします。私は本日の進行役を務めます森林ノミクス推進課の八矢と申します。どうぞよろしくお願いいたします。初めに森林保全部会の位置づけについてご説明させていただきます。山形県森林審議会運営要綱をご覧ください。本部会は要綱第6条の第2項第1号により、森林法第10条の2の規定による開発行為の許可に関する事項を所掌しております。この度は、岩石採取を行っている業者事業者から、10ヘクタール以上の変更許可申請があり、森林審議会に諮問し、本会議において審議をするため開催するものでございます。なお、部会長は、審議会会長が指名することとされており、芦谷委員が部会長となっております。それでは、本部会の開催にあたり当課の福井課長からご挨拶を申し上げます。

## 【福井森林ノミクス推進課長あいさつ】

本日はお忙しい中森林審議会森林保全部会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。委員の皆様方には日頃、本県の森林・林業・木材産業施策の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて本日の議題となります林地開発許可制度については、昭和40年代に保安林以外の森林において無秩序な開発行為が多発したことから、森林の土地の適切な利用を確保するため昭和49年の森林法改正により創設された制度でございます。山形県では、令和6年9月末現在で95件、合計約832ヘクタールの開発行為の許可を受けておりまして、その多くは岩石採取となっております。許可を決定するにあたりましては、10ヘクタール以上の大規模な開発行為の場合、森林審議会に諮問しまして各委員の皆様からご意見を踏まえた上で、決定することとなっております。本日は岩石採取に係る林地開発計画の変更許可案件になりますが、どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

## 〔事務局（司会）〕

ありがとうございました。森林保全部会の所属委員につきましては、お配りしました出席者名簿および座席表のとおりですので、ご紹介に代えさせていただきます。本日の森林

保全部会は、委員7名全員のご出席をいただいておりますので、山形県森林審議会運営要綱第3条の規定により、本部会が成立しておりますことをご報告申し上げます。なお、県側の出席者出席者につきましては、出席者名簿のとおりとなっております。それでは次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。議事の進行は芦谷部会長にお願いしたいと思いますので、一言ご挨拶をいただいでから進行をお願いいたします。

#### <芦谷部会長>

どうも皆様方、お集まりいただきましてありがとうございます。本部会というのは先ほど事務局から説明がありましたように森林法に定める林地開発に関して審議することとされております。近年は再生エネルギー関連の開発が相当ありまして、もちろん必要なことだと思いますけど、あまりに乱開発ということになるとこれはもう大変なことになりますので、安全に運用していかなければならないと思います。今回は森林審議会に対して諮問がありました10ヘクタール以上の変更許可申請があった案件について審議を行うということで、私も森林の研究をおこなっておりますけども、専門ではございませんので、そう考えますと、皆様方からそれぞれの立場から忌憚のない意見を言っていただいで、問題ないように整理していくということが重要ですので、遠慮なく意見を出していただくよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず審議に入ります前に山形県森林審議会運営要綱第5条の定めによりまず議事録署名人を指名いたします。議事録署名人として、出井委員と添谷委員のご両名にお願いしてよろしいでしょうか。

それではどうぞよろしくお願ひいたします。

#### □林地開発許可制度について

それでは早速議事を進めさせていただきます。議事の1、令和6年度森林審議会に諮問する林地開発計画変更許可申請について、まず事務局から林地開発許可制度の概要を説明していただき、委員の皆様からご質問を受けたいと思います。その後審議する案件の内容について事務局から説明いただき、ご意見を伺います。それではまず事務局から説明をお願いします。

#### [事務局：日沼森林保全主幹]

森林ノミクス推進課の森林保全担当の日沼と申します。よろしくお願ひいたします。林地開発許可制度についてご説明をいたします。林地開発許可制度の概要について、ここに本制度の趣旨を記載しております。森林の持つ公益的機能が損なわれないように、開発の適正化を目的として、森林における開発行為を行おうとする場合は知事の許可が必要とされております。制度の対象となる森林は、地域森林計画の対象となっている民有林で、保安林と国有林を除くと、森林はほぼ対象になっております。なお保安林または国有林にお

ける開発行為は別途規制されているため、本制度の対象から除かれております。林地開発許可が必要な行為は、1ヘクタールを超える土地の形質を変更する行為となります。ただし、令和5年度から太陽光発電設備の設置が開発目的である場合は、面積規模が0.5ヘクタール超となっております。本県の主な開発行為は土砂・土石・岩石の採取、産業廃棄物処理施設の設置、農用地の造成などになっています。続いて林地開発許可申請の手続きについてですが、許可が必要な開発行為を行おうとする事業主体は事前に知事に申請することとなっております。なお自治体などの行政機関が事業主体となるものは許可が不要となっております。林地開発許可の基準ですけれども、森林法で定められている四つの基準を全て満たす申請について、知事は許可しなければならないとされております。その四つの基準についてそれぞれ記載しておりますが、災害の防止、水害の防止、水の確保と環境保全の四つになります。具体的には災害の防止や水害の防止では、土砂流出や崩壊、下流への洪水などが防止されるよう、基準を満たす防災施設の設置などが講じられている計画であるかどうかを判断します。水の確保や環境保全では、周辺の水利用への配慮や開発行為周辺に森林を配置し、森林の持つ公益的機能が損なわれないように配慮されているか審査することとなっております。森林審議会への諮問についてです。この審議会への諮問を行う対象としては、10ヘクタール以上の許可または10ヘクタール以上増加する変更申請があった場合は、審議会の意見を頂戴することとしております。また、諮問する事項の基準の詳細がありますのでこちらをご覧ください。面積規模以外にも地すべり防止区域での開発行為や地域住民等が反対の意向を示しているものについても諮問をしているところです。最後に監督処分と罰則についてですけれども、林地開発許可制度における違反行為があった場合、開発行為者に対して、監督処分として、開発行為の中止や復旧の行政命令を行うことができます。また罰則も森林法に規定されており、違反者は3年以下の懲役または300万円以下の罰金に処される可能性があります。以上、簡単ではありますが、制度の概要となります。

#### <芦谷部会長>

はいありがとうございます。それではただいま事務局から林地開発許可制度についての説明がありましたが、この説明に関して各委員の皆様からご質問を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### (内藤委員)

今回の違反行為は森林法違反として罰則適用の対象と思われそうですが、その責任追及について説明いただけますか。

#### [事務局]

罰則については適用しません。

#### (内藤委員)

過去に行われた違法行為に対する責任追及の問題と、今後開発された場所をどのように原状回復させるかの問題というのは、別次元ではありますが、今回の変更申請は違反行為

を前提とした非常にレアなケースですので別次元と言い切れないように考えられます。例えば今回罰則もなく、形式的に変更手続きという形をとって跡地の処理をするという流れは客観的に県民から見ますと乱開発を事前に抑止することもできず、そして開発された土地について変更手続きに則って跡地の処理をさせていくだけにしか見えないので非常に不安な部分がございます。

**[事務局]**

林地開発許可に係る違反行為は県が定めた事務取扱要領に基づき対応しているところでして、行政指導や監督処分を繰り返しても再三従わない場合や過失でなく故意に違反を犯すなど悪意性が高いと認められるものについては、捜査機関と連携の上、告発を行うこととしております。今回の案件は、事業者自らが違反行為を申告してきたこと、誓約書を提出するなど行政指導を遵守するという姿勢であることから、開発計画の変更を行うように行政指導を行い、事業者が責任を持って跡地整備を全うすることが適当であると考えております。また、法を所管している林野庁にも相談しておりまして、事業者が行政指導に協力的であり、違反行為の是正が可能である場合は、無許可開発に対して、正規の手続きに基づいて許可を行うことは差し支えないという回答を受けており、林野庁でも無許可開発に対しての通知を今後出す予定だということを知っております。

**(内藤委員)**

事業者が違反行為をおこない、ある程度のところで事業者が申告する。県がそれを指導する。事業者が今後は県に従うときには既に違法な林地開発は終わっているわけですし、そうすると、全くの抑止力がない状態はどうなのかなと思います。やはり事前に食い止めるために、罰則の適用をするなり、また千葉県のように違反行為をした会社は公表をするなりしていかないと、同じような乱開発が行われてしまうのではないかという懸念があるので、意見させていただきます。

**[事務局]**

ご意見として頂戴するということでよろしいでしょうか。はい。

**<芦谷部会長>**

私の方からもちょっと質問なのですが今までに、こういった罰則が適用された例っていうのはあるのでしょうか。

**[事務局]**

本県では事例がなかったと思います。

**(内藤委員)**

これまで面積を広げるために適正な手続きのもとに行われてきていたので、今回のように、何のペナルティもなく進んでいくことに非常に県民全体が疑問を持つのではないかとと思うのですが、一旦考えるべき時期に来ているのかもしれませんが。特に山形県は森林ノミクスを推進していて、今の時代も含めて特に森林保護に流れてきているので、防止策や抑止策のために、もしかして今回罰則を初適用するってということも一つの考えとしてあるか

もしれないし、あるいは今回の件については、まずレアケースということで扱うのか今後  
はわからないのですが、そのあたりは意見申し上げたいと思います。

#### <芦谷部会長>

ありがとうございます。委員の皆様この点についてはいかがでしょうか。はい、黒田委員。

#### (黒田委員)

黒田美香と申します。私も内藤委員のお話しされたこと、ごもっともだと思います。県からの指導という形で変更事例というのは、私自身の目にもそう見えます。県の森林ノミクスということもありますし、本当に新しいフェーズに進めるべき時だと思います。

### □令和6年度森林審議会に諮問する林地開発計画変更許可申請について

#### <芦谷部会長>

よろしいですかね。それでは、今は林地開発許可制度についての説明と質問ということなので、ここまでの話というのは次の事に関わってくると思いますので、まず制度につきまして皆様方のご納得、ご理解よろしいですか。

それでは続いて本題であります変更許可申請案件について事務局からご説明をお願いします。

#### [事務局：日沼森林保全主幹]

引き続き説明させていただきます。図面も含めておりますので資料が前後することもある  
って恐縮ですが、よろしくをお願いします。

まず今回変更許可申請があった案件について初めに申請者および現在許可を受けている  
林地開発の概要ですけれども、申請者は東邦碎石株式会社で会社は寒河江市に所在して  
おります。開発場所は上山市菖蒲字要ノ沢地内となります。具体的な位置は次のページを  
ご覧ください。こちらの位置図と周辺状況図です。左上の方に上山市役所から東南方向に  
位置しております。国道13号から南東方向に分岐している県道263号線を進んだ大門集落の  
先に開発所在地があります。下の周辺状況をご覧ください。北側に菖蒲川、南部に須川が  
流れており、この二つの川に挟まれる形で事業区域があります。事業区域に隣接して、上  
山市の森林経営管理地の設定区域と土砂流出防備保安林、あと蔵王国定公園第3種特別地  
区区域が存在しております。概要に戻りまして、現在の開発目的は岩石採取でして、開発  
に関わる森林面積、いわゆる土地を改変する面積は約29ヘクタール、現在の許可期限は  
令和9年3月31日までとなっております。次に林地開発計画変更内容の概要について、主な  
変更内容を表に記載しておりますが別紙の参考資料、申請書類の写しの方をまずご覧  
いただければと思います。参考資料の申請の主な項目について、変更前と変更後の内容が記  
載されております。今回の主な変更としては、開発行為に関わる森林の土地の面積の項目で、  
これは実際に開発される森林面積のことですけれども、こちらが約27ヘクタールほど増加  
するため変更許可申請が必要となったものでございます。次に変更理由がござい

こちらは後ほど経緯を含めて説明をいたします。次の変更前後の事業区域を示した図面をご覧ください。事業区域とは、実際に開発する区域に周辺に配置する残置する森林と森林以外の土地を加えた、いわゆる全体の事業区域になります。内側の色がついてない囲われた区域が変更前で赤い部分が面積増の区域を示しており、この外側の区域が変更後の全体事業区域になります。変更がある箇所について、上段が変更後、下段に変更前の内容が記載されております。このうち開発行為をしようとする土地の利用計画をご覧ください。用途区分ごとの最終的な土地の利用計画で記載されております。用途区分の残置森林以外が土地の形質変更が行われる区域で最終的に造成森林、造成緑地、法面等は整地され植栽や緑化が行われます。沈砂池、調整池については災害の防止のため、採取終了後も残置されます。その他については、場内にある岩石を運ぶベルトコンベアや原石を破碎するプラント施設などが該当します。残置森林は、環境の保全のために土地の形質の変更を行わず、開発前の森林がそのまま残るものとなります。色分けされておりますが、事業区域の周囲の濃い緑は、残置森林、黄色い箇所は採取後、平場となり、植栽や緑化が行われます。水色の線や図形は、最終的な水路等、調整池の配置計画を示しております。紫の部分は最終プラントの施設になります。林地開発完了後の取り扱いとして、紫色の部分のプラント施設などは森林でないため、完了後に地域森林計画対象森林から除外することとなります。これ以外の区域は、緑化などにより森林に復旧し、地域森林計画対象として管理されていくものです。次は10月27日に実施した現地調査の状況写真です。こちらを参考としてつけておりますが、現地状況も確認した上で、審査を行っているところでございます。改めて変更内容の概要で、主な変更項目を表示しております。森林の所在場所は面積増に伴う筆数の増加、開発目的は今までの岩石採取に加えまして、産業廃棄物処理施設の設置が追加されております。この産業廃棄物処理施設は、事業者が採取した岩石を現在場内で骨材などに製品化しており、その際に発生するがれき類の破碎施設も場内に設置されております。このがれき類の破碎処理施設は、産業廃棄物の中間処理施設として現在許可を受けており、事業者が岩石採取の完了後も引き続き設置を継続することとしているので、最終の利用目的として、今回開発行為の目的に追加されるものとなります。開発に係る森林面積は、28.7944ヘクタールから27.1485ヘクタール増加して55.9429haとなります。許可期限は令和9年3月31日から令和10年3月31日まで延長となります。以上が変更内容の概要となります。次に変更申請に至る経緯を説明いたします。今回10ヘクタールを超える大きな変更になった経緯として、令和4年11月に事業区域外の開発行為について、事業者から申告があったことが発端となります。事業者が申告した事業区域外の開発行為について計画図面と空中写真などを比較して確認したところ、計画区域を超えて開発行為が行われていたということが判明しました。同じ年の12月に現地調査を実施し、違反行為を確認の上、計画区域外を許可なく開発していたとして、その場で事業者に対し無許可開発行為の中止、併せて違反行為の詳細な報告を指導しました。翌年の5月に事業者より報告書が提出され、面積にして約25ヘクタールの違反行為が確認されました。赤線で囲まれている区域が当時

の林地開発許可を受けて開発できる区域を示しています。この林地開発区域と、碎石の認可区域が異なるため、右下に模式図を記載しております。赤が林地開発の許可区域とその外側が岩石採取の認可区域、そこを外れる形で無断伐採と無断碎石が行われていたところです。この赤枠を越えて事業者が無許可で開発または伐採行ったところを地図上でグレーと黄色で示した箇所となっています。事業者から違反行為をしてしまった原因として、現地に目印となる基準の杭や境界線を設置していなかったことや、担当者の変更に伴う許可制度等への理解不足などの原因が報告されており、業者はその過失を認め、県に自ら申告してきたところです。

令和5年5月9日に県から嚴重注意の文書指導を行い、今後の取り扱いについて検討を行いました。今回の案件は、埋戻しの場合は災害発生の懸念があり、事業者が行政指導を遵守する姿勢であることから、開発完了まで事業者が責任を持って跡地整備を全うさせるため、林地開発計画の変更を指導し、本案件は採石法の認可も必要なため、担当部局と調整して森林法及び採石法に基づく手続きを行うこととしました。無許可開発に対しては県に監督処分事務取扱要領という内規がございまして、こちらに基づいて対応を行っております。この中で行政指導に従わない場合は、森林の機能を回復させるための復旧命令などの監督処分を行うことや、悪質性が高いと認められている場合などは、林地開発許可制度には罰則規定もありますので、その場合は警察と連携して告発することなどを規定しております。そこで今回の案件ですけれども、掘削箇所をまず原形復旧するために埋め戻しとすると盛土となってしまう、災害発生の懸念があるというふうに判断しております。また事業者が行政指導を遵守する姿勢であるということから、採石法担当者とも調整を図り、違反区域を林地開発計画に組み入れ、林地開発完了まで、事業者が責任を持った跡地の整備を全うさせることが、違反行為の是正に繋がるものと判断し計画の変更許可を行うよう指導を行いました。ただし、跡地整備のためとはいえ、無許可で行われた行為を許可することに疑義もありましたので、森林法を所管している林野庁に相談し、林野庁からは悪質性があり、事業者も行政指導に従わない場合は躊躇なく行政処分を行うべきであるが、事業者が行政指導を遵守し、協力的である場合は違反行為の早期の是正に繋がるため、無許可開発が発生した場合でも許可を改めて申請させて完了まで指導することが望ましいという回答をいただきました。全国でも無許可開発等の違反行為が発生しているため、今後林野庁から違反行為の早期是正のために技術的助言の通知を発出する予定であるということも聞いております。今回の案件では、現在の開発計画を変更するという事で、事業者が跡地整備を全うさせることが可能であると判断をしたところです。指導後速やかに事業者から違反行為の事後措置に係る誓約書提出があり、変更許可申請に必要な測量や権利取得などの手続きが進められて、令和6年9月末に申請があったところです。変更許可申請の提出が今年まで遅れた理由については、括弧書きに記載しましたとおり、増えた区域について、その土地所有者の相続関係や所有者不明など多数あり、同意書や権利取得に時間を要したためです。当該許可の取り扱い、県の審査判断について説明いたします。初めに林野

庁の助言ですけれども、先ほど説明させていただいた内容でして、本案件についても、今回は変更許可により違反行為の是正が可能と判断し、申請を受理して審査を進めてきたところです。次に変更許可の判断ですけれども、資料の表に記載のとおり、県の四つの基準およびその他一般的事項について審査を行いました。

まず災害の防止について、変更計画では基準を満たす土工、沈砂池などの防災施設が計画されており、支障なしと判断しました。次に水害の防止について、基準を満たす水路や沈殿池などの排水施設、洪水調整施設が計画されており、これも支障なしと判断しました。次に水の確保については、こちらは開発区域の森林の水源涵養機能に直接依存する地域や、周辺の水利用の実態が確認されていないため、該当なしとしています。次に環境の保全について、基準を満たした残置森林および造成森林が計画されており、維持管理についても、上山市との協定が締結されていることや、環境保全に関する協定書を上山市、地元地区、水利組合とそれぞれ締結していることから、支障なしと判断いたしました。最後に一般的事項の確認として、開発行為に係る施行能力や資力、土地の同意書、または権利の取得について必要書類が申請書に添付され、内容に不備等がないことを確認できたため、特に支障なしと判断いたしました。以上のことから申請があった変更計画は、許可の4基準と照らし合わせ、いずれも支障なしであることから、許可は妥当と判断しております。続いて審議会等の意見聴取については、今回の部会でご審議いただき、審議会からの意見を頂戴して、最終的に変更許可を判断したいと考えております。また審議会への諮問に先立ち11月に関係部局および上山市に照会し、意見を伺っております。許可基準に係る反対意見はなく、計画どおり適切に開発するようとの回答があったことを併せてご報告いたします。次に許可条件の設定についてです。開発許可にあたり条件を付すことができるとされており、一般的には資料記載の必須条件のとおり、適正な開発が行われるように、開発中の報告手続きなどを条件に付しております。本案件についても適正な開発行為となる条件を付したいと考えております。今回特に違反行為の是正も含まれるため、確実な実効性を担保できるよう検討しているところです。具体的には、資料の最後に記載している案のとおりですけれども、跡地整備の実施や防災施設の先行設置、他法令に係る許認可の事前取得など検討しております。特にこの許可条件については委員の皆様からのご意見を頂戴できればと存じます。駆け足になり恐縮ですけれども説明は以上です。よろしく願いいたします。

#### <芦谷部会長>

ありがとうございます。それでは事務局から説明がありましたこの案件に関して、各委員の皆様からご質問ご意見を伺いたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

#### (内藤委員)

先ほどのご説明ですと、目印となるものがなく、担当者が変わってしまったということが開発許可を受けていた区域がわからなかったという自己申告とのことでしたが、これだけ大きい無断伐採と無断砕石が行われていて、それを行政の監督下に置いた方がいいから



変更申請の手続きをして、今後いろんな意味で目を通していけるとなることは十分理解できるのですが、多分同じような理由で通るのであれば、他の会社も後から散々開発してから、同じように担当者が変わった、境界の目印がなかったっていうことをやらせないようにしていかなければいけないと思いますし、腑に落ちないので、そのあたりご説明いただけますでしょうか。

**【事務局：日沼森林保全主幹】**

そうですね、この事業者としても大体自分の土地とばかり思っていて、採石を進めていたところ、実は大きく広がっていたということでした。境界杭とかも設置されていなかったとかですね、どうしてこうなったのかっていうのも報告してきておまして、行政としてはですね、いわゆるドローン測量とか指導していますし、ほかに GNSS、要は位置情報について管理をするということを指示しておまして、今後この事業者については、そのデータに基づいた現地の確認とか、そういう是正措置を行っていくと考えております。最初の許可面積が広くて、アナログ的なやり方ですとずっとやってきていて、広がったっていう経緯はあると思います。それを是正するための今後デジタル機器を使った対応をやっていくと考えております。

**（内藤委員）**

今後の問題っていうのはまたこれから議論すべき問題だと思うのですが、今回のことがレアケースであって、今回に限っては跡地の処理のためには行政監督下に置く方がいいという行政判断があるのかとは思いますが、そのあたり明確に公表してもらわないと、先に開発してしまってから、いい人を装ってというふうな業者が出てこないことを願うばかりです。よろしくお願いします。

**（黒田委員）**

ご説明どうもありがとうございました。私、国土交通省の東北整備局の委員もしていましたため、大規模な開発も現地に行って見てきたこともあります。また自分自身も森林に関するいろいろな活動をしている中で、東邦碎石株式会社は大規模な開発を行っているわけでありまして、こういう違反行為があった場合、その先の親会社を含めて罰則が届くようなことにした方が、防止策になるのではないかと思います。私より皆さんの方がご存知だと思いますが、違反行為があったものを使用した場合は、そこに対する罰則ということはおそらく今の段階はなかなかないと思うのですが、そういうことも含めて、今後しなくてはいけないと思いますし、また山形県の姿勢として、やはり森林ノミクス、森が豊かで、私自身も東京から移住して美しいところに憧れてきておりますので、きちんと県としての姿勢も出していくことが必要かなと思います。あともう一点です。調べて影響がないということですが、例えば、私も一市民として子供を育てたり地域で活動してきたりする中で、見えないところでたくさんのダンプが通るとか、たくさんの石が置かれていくとか、文章化されない、データ化されないようなところでの生活面への不安もありますので、一言申し添えたいと思います。

**<芦谷部会長>**

ありがとうございます。他にございますでしょうか。

**(添谷委員)**

私この会議初めて出席するものですからちょっとよくわかってないところがあります。今回初めてこの事案をお聞きしましてですね。この逸脱した黄色い区域はかなりの大面積ですけれども、これだけ逸脱をすることに気付かないというのは、なかなか考えづらいかなと素朴に思いました。行政側で許可した後もチェックしていくメカニズムはどんな感じになってるのかその辺ちょっと気になりました。

**[事務局：日沼森林保全主幹]**

年に一度ですね、採石法担当とあわせて現地確認をしているところです。実際反省点としては、やはり境界杭とかを確認すればよかったのかなと、無ければその時点で疑義が生じたかと思うのですけれども、そういうことはやってなかったというのは反省点だと思います。それを踏まえまして、先ほど申しましたようにGNSSとかですね、座標データを使った管理を業者の方に指導して、それを現地で確認するというのを行政としても自らも改善策としてやることとしたところです。あと現地結構広いですので、離れてみますと尾根沿いとかあそこまでっていうのはわかるのですが、ちょっと現地の中に入ってしまうとなかなか境界はわかりづらいような状況もあるということでございます。

**(松田委員)**

この東邦砕石さんっていうのは歴史もある会社で、よく知る会社なのですが、上山での採石も何十年前からやっておられる会社で、おそらく上山市との信頼関係もあるのだろうと思います。ただ過失があったことは事実なので、これをどういうふうに善意の会社だけとは言い切れないところもありまして、みどり環境税の会議でもよく委員の方から出るのは、山林の売買はどうなっているのですかと。これは県庁の受け答えとしては行政としては民間の関係ですから県は関知しませんというような答えしか出ないと思うのですが、内藤委員がおっしゃるように、もし県外の善意じゃない悪意の方が入ったときのために、林野庁の指導を受けながら結構なのですが、もし条件に追記できるものがあれば追記していただきたいなというふうに思います。一般県民の方から見て、素人感覚に言うと不安だと思うのですよね。山買いますみたいなことを言われると、どんなことされるのかっていうのはやっぱりあるので。

**[事務局：日沼森林保全主幹]**

そうですね。そういう県外の業者が入ってくる場合など、どこまでかわからないですが行政として情報を入手できるような許可条件の追記というのも考えていきたいと思います。

**(内藤委員)**

やはり一番大切なことは、森林として60年かけて育てたものが、一度切られてしまうと苗木を植えるしかないっていうところは原状回復といっても、ものすごく時間を要するので、簡単に捉えないで、やはり違反行為を未然に防止するっていう策っていうのは非常に

大事だと思っております。

#### <芦谷部会長>

ありがとうございます。ドローンとかあるいはその GIS を活用して簡単に俯瞰的に森林が見えるようになったっていうのはここ 4、5 年です。逆にそれがあつたからわかつたっていうのもあるかもしれませんが、やはりこれはどんどん活用して行って森林開発の管理というか、観測というか、大いに活用して、今後他の業者の違反行為がないように、許可条件等に記載をすとかですね、あるいは 1 年に一度はドローンを使って確認すとかを盛り込んでいただきたいということを意見として出していかがでしょう。

#### (内藤委員)

未然防止としては今の状況では中止または復旧工事しかないので、新たに条例を制定して違反行為を行った場合は氏名を公表するなど、他県でもやっていることをやっていかないと、結局今回の件も先に業者がそのような状態で開発して、それで変更手続きで跡地処理のことは形式上その方が安全だとしても、やはり未然防止にはならず、それで公表されることもなく終わってしまえば、どこの会社がどのような行為をして、どういう社会的制裁を受けるかっていうことは県民にはわからないので、やはり業者にとっては利益を得る反面、ペナルティも受けるという抑止力にもなると思いますので、そのあたりぜひご検討いただきたいと思います。

#### <芦谷部会長>

わかりました。これも意見としてつけていきたいので、ちょっと私の質問なのですが、厳重注意を受けたときに、これは氏名の公表はされないのでしょうか。

#### [事務局：日沼森林保全主幹]

現時点では公表していません。指導に従わなかった場合はその悪質性というのが認められますけれども、今回のケースでは過失で開発をしてしまったから指導に従いますと。それを悪質性がどこまであるかというのは判断が難しい。

#### (出井委員)

採石法側の対応は同じ足並みを揃える形を考えているのですか。基本的には採石法の認可も計画変更で進めていくということですか。

#### [事務局：日沼森林保全主幹]

はい、そうです。目的が採石法の岩石採取ですので足並みを揃えていますね。採石法の認可も同じペースで今手続きを進めているところです。

#### (出井委員)

エリアが広がっていくということがあつたので、この条件設定のところを見ると県の職員の立ち入りをする場合がありますと書いてますけれども、やっぱり再発防止の上では、業者から年 1 回とか進捗状況を報告させて、それに基づいて県がチェックしていく。県の職員も転勤しますので、次の担当が変わってわからないところもあるので、むしろ業者の方から提出させて、それに基づいて毎年チェックできる形になります。これまで許可を取

ってやってきた事業者よりも厳しく対応していく必要があると思いますし、さっき内藤委員もおっしゃいましたけれども、今後の進め方としてはそういうチェック体制をある程度取れるような形で事務の進め方を検討していただいた方がいいのかなというふうに思います。

#### **(大泉委員)**

皆さんの意見と変わらないのですが、先ほど部会長もおっしゃられたように監視体制というか、ドローンが飛ばせるようになって今回の案件が出てきたってということで、今後未然に防ぐために開発行為が行われていないか全体を見るシステムができないのかなって思います。地域の方がやけに大型トラックが通っておかしいっていうのが出てきたときにはかなり開発されていて、犯罪が発覚するという案件は多分あると思うのです。今回のお話にもあったように、多分ここだけじゃなくていろんな山を買って、似たようなことも考えられるので、この業者に対して他の業者よりチェックを厳しくする事例があると、申請も何段階も審査される、開発中の管理体制も厳しくなる、いろんなペナルティがかかるってことは本当に大事だと思うので、そういった違反をした業者への体制と、それから未然防止するために、できれば違反行為が行われないよう山形県内の土地に対しても管理体制があればより良いと思いました。

#### **<芦谷部会長>**

民有林をずっと監視すると民間の監視に繋がることになると思いますので、そこはバランスをとりながら違反開発や許可申請はチェックするという形にすればいいかなと思います。時間がなかなか過ぎてしまって申し訳ないのですが、ご意見を聞いてきて煮詰まってきたかと思いますのでいかがでしょう。今回許可申請ということですが、これまでの意見を踏まえて適切な計画となるように県は事業者を指導して修正の上、許可を判断していただきたい。

審議会としての答申内容については、今回許可しないとすると、跡地整備を県がやることになってしまうということもあるので、業者に復旧させる意味でも許可は出すけども、先ほど出井委員からもありましたけども、例えば年一度の企業側から進捗状況の提出を行うことを必須にするとか、そのほか意見が出たことを条件につけてとか、そういった答申内容を出したいと思います。事務局と調整した後、部会長の私にご一任いただければと思いますけどもよろしいでしょうか。

(異議なし)

#### **<芦谷部会長>**

ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。本部会の審議内容についてはこの後開催される審議会で報告したいと思います。報告は部会長である私にご一任いただきたいということでお願いいたします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。すいませんちょっと進行が悪くて時間が長くなりました。それでは議事進行を終了します。では事務局にお返しします。

**〔事務局（司会）〕**

はい、芦谷部会長円滑な進行ありがとうございました。また委員の皆様にはご多忙の中貴重なご意見を賜り誠にありがとうございます。

次第3その他ですけれども、この後審議会についてご案内いたします。14時ちょっと過ぎていますが、森林審議会を隣の中会議室の方で開催いたします。大変恐縮ではございますが、委員の皆様ご移動くださるようお願いいたします。それではこれをもちまして山形県森林審議会森林保全部会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。引き続き森林審議会もよろしくをお願いいたします。

（終了 14時05分）